（改正前地共済法による職域加算額に係る平成六年地共済改正法等の規定の読替え）

第十二条　改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十九号。以下この項において「平成六年地共済改正法」という。）附則第八条の規定並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下この項及び第十八条第一項において「平成十二年地共済改正法」という。）附則第十条、第十一条第一項から第八項まで及び第十二項並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成六年地共済改正法附則第八条の見出し	障害共済年金	旧職域加算障害給付	第一条の規定による改正前の法による
平成六年地共済改正法附則第八条第一項	法による	第一条の規定による改正前の法による	改正前地共済法による職域加算額
	法第八十四条第二項	なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十三条第一項、第三項又は第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地方公務員等共済組合法」という。）第百三条第一項に規定する退職給付の額の算定方法（以下「旧算定方法」という。）による場合を含む。）第八十四条第二項	同条第一項の障害共済年金	なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第一項の旧職域加算障害給付
平成六年地共済改正法附則第八条第二項及び第三項	法第八十四条第一項	なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第一項	障害共済年金	旧職域加算障害給付
平成十二年地共済改正法附則第十条の前の見出し	法による年金である給付等の額	改正前地共済法による職域加算額		
平成十二年地共済改正法附則第十条第一項	法第七十九条第一項	なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十三条第一項、第三項又は第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する給付（以下「旧給付」という。）等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条の規定により読み替えられた規定（以下この条において「読替え後の法」という。）第八十四条第二項		

	昭和六十年改正法附則第百八条第二項	平成二十四年一元化法附則第六十条第七項の規定により平成二十四年一元化法附則第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する給付（以下「旧給付」という。）等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条の規定により読み替えられた規定（以下この条において「読替え後の法」という。）第七十九条第一項第二号	旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）	組合員期間	平成十二年地共済改正法附則第十条第一項第二号
昭和六十年改正法附則第三十条第一項	昭和六十年改正法附則第二十条の二第二項及び第三十条の三第一項、附則第二十五条の二第二項、第五十五条の三第二項及び第五十五条の四第二項並びに附則第二十六条	附則第二十六条第五項	昭和六十年改正法附則第百四条第二項においてその例による場合を含む。）	組合員期間として法第七十九条第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項及び第三号	平成十二年地共済改正法附則第二十条第二項
から第三項まで	附則第二十条の二第二項及び第三十条の三第一項、附則第二十五条の二第二項、第五十五条の三第二項及び第五十五条の四第二項並びに附則第二十六条	なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第百四条第二項	第七十九条第一項第二号	旧地共済施行日前期間としてなお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号及び第三項	、法
及び第三項	なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項	附則第二十六条第五項			
七条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、これらの規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）第七十九条第一項第二号	昭和六十年改正法附則第百八条第二項	平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三条第一号に掲げる改正規定（平成二十四年一元化法附則第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第百八条第二項			
					、なお効力を有する改正前地共済法